

障福第 2 2 8 6 号
令和 2 年 2 月 2 1 日

障害福祉関係施設の長 殿

茨城県保健福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

令和 2 年度 防犯対策等の強化に係る整備について (照会)

日頃から、本県の障害福祉行政の推進に、ご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、障害者支援施設等の防犯対策等を強化するため、門、フェンス等の外構等の設置・修繕又は非常通報装置・防犯カメラの設置工事など必要な防犯及び安全対策を講じる場合、国庫補助の対象予定となっております。

つきましては、「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」の交付を希望する施設におかれましては、下記により関係書類等をご提出頂きますようお願いいたします。

なお、補助金につきましては、国及び県の予算の範囲内で交付されるものであるため、補助を受けられない場合もありますので、予めご了承ください。

記

1 対象施設

入所施設 (障害者支援施設・障害児入所施設)、共同生活援助事業所、宿泊型自立訓練事業所、短期入所事業所、通所施設 (児・者)

※令和元年 9 月 1 日から令和 2 年 2 月 1 日までに事業所指定を受けた事業所に限る。

※所在地が水戸市にある事業所は除く。

2 対象事業

次に掲げる障害者支援施設等の防犯対策を強化する工事等の整備を対象とする。

(1) 門、フェンス等の外構等の設置・修繕等

門、フェンス等の外構等が破損し、設置・修繕を行うための整備
安全点検の結果、問題があるブロック塀等の改修

(2) 非常通報装置等の設置

(対象工事の例示)

- ・ 110 番直結非常通報装置を設置する工事
- ・ 防犯カメラを設置する工事
- ・ カメラ付きインターホンを設置する工事
- ・ 人感センサーを設置する工事 など

3 補助基準

(1) 門、フェンス等の外構等の設置・修繕

入所施設：1 施設当たり総事業費 1,000 千円以上

入所施設以外：1 施設当たり総事業費 300 千円以上

(2) 非常通報装置等の設置

1 施設当たり総事業費 300 千円以上

4 補助額

事業費（見積額）× 3 / 4（予算の範囲内）

5 提出期限

令和 2 年 3 月 1 2 日（木） ※必着

6 提出方法等

・提出部数 3 部

・提出方法 郵送（または持参）

【郵送先】 茨城県障害福祉課自立支援担当

〒310-8555 水戸市笠原町 9 7 8 番 6

7 提出書類

・共通別紙 1

・共通別紙 4（黄色に着色してあるセルのみ）

・共通別紙 6

・令和 2 年度施設整備補助連絡票

※以上、上記の書類につきましては、電子メールも併せて送ってください。

・提出書類チェック表 及び チェック表に記載ある関係書類

・平面図及び各室の面積のわかる表(任意様式)

・土地、建物が賃貸の場合は、それぞれの賃貸借契約書

（法人所有の場合は、不動産登記簿謄本）

・見積書(写) 2 社分 ※整備内容を同条件で徴取したもの

・整備する防犯設備のパンフレット(写し可)

・整備する施設のパンフレット(写し可)

※その他の提出書類はチェック表を参照

8 その他

・内示前・交付決定前に工事を着工している場合は、補助の対象外となります。

・建物単位での申請になります。

ただし、グループホーム等が同一敷地内に数棟あるような場合は、事前にご相談ください。

<問い合わせ・提出先>

茨城県保健福祉部障害福祉課

自立支援G 片岡

電話： 029-301-3363

FAX： 029-301-3370

Email: k.kataoka@pref.ibaraki.lg.jp